

# 令和4年度当初予算編成方針

## 1 国の動向

国は「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（令和3年6月18日閣議決定）において、現下の経済財政状況について、我が国においては、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）が大変厳しい試練を与えている一方で、『デジタル技術を活用した柔軟な働き方やビジネスモデルの変化、環境問題への意識の高まり、東京一極集中が変化する兆しなど、未来に向けた変化が大きく動き始めている。』とし、『これまで進められなかった課題を一気に進めるチャンスが到来している。』としている。

そして、ポストコロナの持続的な成長につなげる投資を加速することが、次なる課題であるとし、『グリーン化、デジタル化、地方の所得向上、子ども・子育て支援を実現する投資を重点的に促進し、長年の課題に答えを出し、力強い成長を実現して世界をリードしていく。これにより、民間の大胆な投資とイノベーションを促し、経済社会構造の転換を実現する。』としている。

一方、この間、新たな内閣が発足し、また、現在衆議院の解散に伴う総選挙の最中であることから、従来の政策の変更の有無等について、今後の動向に注視する必要がある。

## 2 令和2年度の決算状況と今後の財政見通し

### (1) 令和2年度の決算状況

令和2年度一般会計決算の大きな特色として、感染症への対応のために、歳入歳出ともに過去最大規模となったことが挙げられるが、その他においても、歳出では、義務的経費において会計年度任用職員制度の開始により人件費が大幅増となり、歳入では、根幹となる町税において、町民税法人税割が大幅減となった。その一方で、地方消費税交付金や普通交付税等の増により、実質単年度収支は4年連続の黒字を確保した。

また、基金の状況として、人口一人当たりの基金残高は、府内市町村や類似団体との比較で少ない水準が続いている中で、令和2年度においても財政調整基金に積み増しを行い、不測の事態に備えた対策を行なったところである。

財政指標の状況として、経常収支比率は、前年度の95.4%から96.6%となり、財政構造の硬直化がさらに進行した。一方で、財政健全化法における財政指標については、平成30年度からの都市計画税の導入の効果が大きく、将来負担比率、実質公債費比率ともに、3年連続で改善しており、その他の指標も含め、すべて健全な範囲内にあることから、令和2年度の決算数値においては、健全な財政運営を維持している状況にある。

しかしながら、地方債の状況として、人口一人当たりの地方債残高は、府内市町村や類似団体との比較では少ない水準にあるものの、令和2年度末時点の地方債残高は、前年度から引き続き増加し、約65億2千万円となっている。その内訳としては、約55%を臨時財政対策債が占めており、そのほかの建設地方債についても後年度に交付税措置のある有利な地方債の活用を図っているところであるが、現在進行形の公約事業等の実施に際してはさらなる新規発行は避けられない状況である。

### (2) 今後の財政見通し

令和4年度以降の財政見通しについては、歳入面では、町内大手企業の設備投資の状況を踏まえると、短期的にはそれに起因する税収が一定見込まれるものの、感染症や半導体

をはじめとしたサプライチェーンの影響による町内企業の業績の悪化、個人所得の減少が懸念されるなど、見通しを立てにくい状況に置かれている。また、団塊の世代が順次後期高齢者となり、2025年問題は眼前の課題として現れ、かつ、その後には、2040年問題が確実に控えるなど、超高齢・人口減少社会の本格的な到来を迎え、一般財源の増加を見込むことは難しい状況にある。

歳出面では、会計年度任用職員制度の導入や職員の年齢構成の変化等に伴う人件費の増加、一般財源化された幼児教育・保育無償化制度の影響によって経常経費が大幅に増加している中で、引き続き、少子高齢化に伴う経常的な社会保障関係経費の増加が見込まれることに加え、感染症対策についても引き続き対応が求められるところである。

また、厳しい財政状況の中で先送りされてきた都市基盤整備に、近年積極的に取り組んできており、公債費が増加傾向にある中で、念願の学校給食施設の整備に伴い、公債費及び維持管理経費の増加が見込まれるところである。さらには、公民館や学校をはじめとしたインフラを含む公共施設の老朽化対策も着実に推進していく必要がある。それらの概算事業費は、大規模な整備として約60億円、維持補修も含めたその他普通建設事業として毎年約4億円を見込んでいることから、公債費のさらなる増加は避けられない状況となっている。

令和2年度決算や財政指標の状況によれば、この間の財政状況には一定の改善が見られるものの、今後の財政見通しを鑑みると、とりわけ中長期的には決して楽観視できる状況にはなく、むしろ、多額の財源不足が見込まれ、持続可能性が危ぶまれる極めて厳しい状況にあるといえる。そうした中で、持続的に諸課題に対応していくためには、今までにも増して事業の優先順位を慎重に見極めつつ、一般財源所要額、とりわけ経常経費のさらなる圧縮が必須であることから、改めて既存の事務事業をゼロベースから見直し、思い切った歳出の合理化・効率化に取り組むとともに、あらゆる財源の確保に努めていく必要がある。

### 3 令和4年度当初予算編成の基本方針

#### (1) 「大山崎町まちづくりビジョン2025」の着実な推進

令和4年度予算編成にあたっては、「総合計画・後期基本計画」の方向性を踏まえ、十分な成果をあげることができるよう必要な予算を措置することとするが、予算編成過程の中で、その進捗を確認し、必要な調整を行うものとする。なお、後期基本計画ではとりわけ「小さな行政の推進」を強調していることに、特に留意すること。

#### (2) 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の取り組み

総合計画・後期基本計画と同様に、第2期総合戦略の方向性を踏まえ、十分な成果をあげることができるよう必要な予算を措置することとするが、予算編成過程の中で、その進捗を確認し、必要な調整を行うものとする。なお、第2期総合戦略においても、民間主導による地域の活性化と小さな行政への転換を目的達成の手段として明確に位置付けていることに留意すること。

#### (3) 令和4年度の重点施策

令和4年度は現町政の今任期最終年度であり、言わば4年間の総仕上げの年である。

この間、「住民参加のまちづくり」を強く提唱してきたが、これは小さな行政を実現する

ための一翼を担う重要な施策であり、これらを通じて政策目標である「住民とともに歩むまちの創造」につながるものである。

しかしながら、引き続き感染症の影響から各種の事務事業が中止・延期を余儀なくされるなど、目標達成には未だ道半ばであることから、こうした施策を再加速させなければならない。

また、この間、現町政における最重要施策である第2保育所の存続は既に決定し、必要な老朽化対策も一定講じてきたところであるが、もう一つの柱である中学校給食の実現については今年度中に設計を終え、いよいよ施工を迎える段階である。

令和4年度については、まずはこれら積み残された施策を着実に実行することを最優先としつつ、感染症対策に引き続き取り組む。

加えて、中長期を見据えた収支バランスに最大限の注意を払いつつ、本町の持続的な発展に資する施策にも積極的に取り組むものとする。

### ① 公約事業の着実な実施

中学校給食の実現、住民参加のまちづくりなど未達成の公約事業について、確実に推進する。特に住民参加については、来るべき人口減少社会における役場のあり様を鑑みたととき、さらなる民間活用とあわせて小さな行政を実現するための両輪であることを十分認識のうえ、従来にも増して積極的に推進する。

### ② 感染症対策・ポストコロナ対策

希望する人への3度目のワクチン接種をはじめ、住民生活の安定に向けて国・府と連動した必要な施策について引き続き取り組む。また、コロナ禍で顕在化した諸課題について、デジタル化の推進をはじめ、地域循環型経済の仕組み構築、定住・移住・関係人口の増加施策等、ポストコロナを見通した施策を推進する。

### ③ 環境との共生

令和2年9月に表明した「ゼロカーボンシティ宣言」に基づき施策を推進する。なお、その推進については住民参加が不可欠であり、それを考慮した具体的施策を加速させる。また、町のシンボルである天王山についても、その整備がゼロカーボンの実現に寄与するだけでなく、住民の町への愛着を高める重要なツールであることも考慮した施策を展開する。

### ④ まちの持続的な発展

子ども人口の増加を目指し、若年層・子育て世代に訴求力の高い施策を積極的に推進する。また、まちの持続性を高め、さらなる発展に資するため、今までにも増して積極的な民間活用をはじめ、必要な規制緩和についても具体的検討に着手する。

### ⑤ 暮らしの安心の確保

団塊の世代が後期高齢者となり、2025年問題のみならず2040年問題をも見据えた対策は急務であり、その実施に際しては好循環を生むことが必須である。すべての世代のすべての人がいきいきと安心して暮らすことが出来る地域づくりに取り組む。また、住民のコミュニティの新拠点としての複合施設の整備も鋭意推進する。

#### (4) すべての事務事業の見直し

限られた財源を有効に活用するため、既存事業については安易に継続実施することなく、すべての事業を改めてゼロベースから詳細に点検し、社会経済環境の変化等により、所期の目的を達成したもの、必要性の薄れているものや、効果が明らかではないものなどは、整理統合や廃止を含めた再編・再構築を行うとともに、新規の予算要求についてはスクラップアンドビルドを基本とすること。また、継続事業についても、更なる改善につながるよう事業内容や実施手法（実施主体、対象、単価、回数等）の見直しを進めるとともに、徹底したムリ・ムラ・ムダの排除や不用残の検証を行うこと。

#### (5) 予算要求にあたっては、住民の声に耳を傾け、十分留意・検討すること。

### 4 予算編成にあたっての留意事項

#### (1) 要求基準の設定

「3 令和4年度当初予算編成の基本方針」で示した各施策・事業の実施に要する財源を確保するため、別に示す「予算編成要領」のとおり要求基準を設定する。

同基準を踏まえ予算要求を行うこと。

#### (2) 国・府の動向の的確な把握と対応

国・府における感染症への対応、デジタル化、グリーン化施策をはじめ、人口減少・地方創生に関する取り組み、国土強靱化、防災・減災対策の推進等の動向、新たな施策・経済対策など、総選挙後の状況変化も含め積極的な情報収集に努め、迅速かつ的確な対応を行うこと。

また、国・府における施策の見直し、行財政改革などにより、財源変更があった場合には、一般財源による補てんは原則として行わないため、事業の廃止も含めて見直しを行うこと。

#### (3) 歳入の確保

国、府等の補助金や交付税措置のある地方債など、より有利な財源を活用するとともに、常に多角的な検討を行い、住民負担の公平性の観点からの受益者負担の見直しや、協賛金、広告収入、寄附金等のあらゆる財源の確保に最大限取り組むこと。

また、債権管理については、徴収方法の改善や滞納処分の実施など、公平性の観点からも収納率の向上など適切な管理による歳入の確保に努めること。

なお、利用者数が減少している施設については、各所属においてその原因を調査・分析し、利用者増や収入増に結びつく方策を検討し、歳入の確保に努めるとともに、施設設置の効果が十分に発揮されるよう留意すること。

### 5 予算編成要領に基づく編成

細部については、別に示す「予算編成要領」を踏まえ予算編成を行うこと。